

岐阜県公報

第 六 百 六 十 九 号
令 和 八 年 三 月 十 三 日
(金 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課) 八九

教育委員会規則

教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則 (教育総務課) 九〇

岐阜県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則及び岐阜県教育委員会の所管する条例等に係る岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則を廃止する規則 (同) 九〇

告 示

土砂災害警戒区域の指定解除 (砂 防 課) 九〇

土砂災害特別警戒区域の指定解除 (同) 九一

土砂災害警戒区域の指定 (同) 九一

土砂災害特別警戒区域の指定 (同) 九二

各務原都市計画学校事業の認可 (都 市 政 策 課) 九二

都市計画下水道事業の変更認可 (公共下水道) (下 水 道 課) 九三

公 示

落札者等に関する公示 (管 財 課) 九四

落札者等に関する公示 (水 道 企 業 課) 九四

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火 曜 日)
(金 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)
(と き は 翌 日)

令 和 八 年 三 月 十 三 日

規 則

岐阜県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令 和 八 年 三 月 十 三 日

岐 阜 県 知 事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第十号

岐阜県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則(平成二十七年岐阜県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岐阜県マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則

第一条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則」に改める。

第二条の見出し中「除却」の下に「等」を加え、同条第一項中「第四十九条第一項第三号」を「第七十六条の二十五第一項第三号」に改め、同条第二項中「第二百二条第一号」を「第六十三条の五十六第一号」に改め、同条第二項中「第二百二条第一項」を「第六十三条の五十六第一項」に、「第四十九条第一項」を「第七十六条の二十五第一項」に改める。

第三条の見出し中「容積率」の下に「等」を加え、同条中「第五十二条第一項」を「第七十六条の三十第一項」に改め、同条第二号中「第五十条」を「第七十六条の二十

八」に改め、「除却」の下に「等」を加える。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

教育委員会規則

教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十三日

岐阜県教育委員会

教育長 堀

貴 雄

岐阜県教育委員会規則第一号

教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する権限の委任等に関する規則（昭和三十一年岐阜県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第十九号を削り、第二十号を第十九号とする。

第五条第一項第五号中「及び第十八号から第二十号まで」を「第十八号及び第十九号」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則及び岐阜県教育委員会の所管する条例等に係る岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和八年三月十三日

岐阜県教育委員会

教育長 堀

貴 雄

岐阜県教育委員会規則第二号

岐阜県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則及び岐阜県教育委員会の所管する条例等に係る岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

一 岐阜県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和六十二年岐阜県教育委員会規則第三号）

二 岐阜県教育委員会の所管する条例等に係る岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十八年岐阜県教育委員会規則第五号）

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百十五号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第百三十一号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和八年三月十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
尾崎西1	各務原市尾崎西町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県岐阜土木事務所及び各務原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百十六号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第四百六十四号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和八年三月十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
洞口	山県市富永大地洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県岐阜土木事務所及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第百三十五号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和八年三月十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	------------------------------	---------------------

尾崎西1

各務原市尾崎西町

次の図のとおり

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県岐阜土木事務所及び各務原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第四百六十五号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和八年三月十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
洞口	山県市富永大地洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県岐阜土木事務所及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年三月十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	-------	---------------------

尾崎西 1	各務原市尾崎西町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
-------	----------	---------	---------

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び各務原市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年三月十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
洞口	山県市富永大地洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第百二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年三月十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	------------------------------	---------------------

尾崎西 1	各務原市尾崎西町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
-------	----------	---------	---------

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び各務原市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第百二十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年三月十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
洞口	山県市富永大地洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、各務原都市計画学校事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 施行者の名称
各務原市

二 都市計画事業の種類及び名称

各務原都市計画学校事業

一号 那加第一小学校

二号 那加第三小学校

三号 尾崎小学校

四号 尾崎小学校

五号 稲羽東小学校

六号 鷺沼第一小学校

七号 鷺沼第二小学校

八号 鷺沼第三小学校

九号 緑苑小学校

十号 八木山小学校

十一号 陵南小学校

十二号 各務小学校

十三号 蘇原第二小学校

十六号 中央小学校

三 事業施行期間

令和八年三月十三日から

令和九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 岐阜県各務原市那加手力町、那加山後町3丁目、那加石山町1丁目、

那加東亜町、尾崎南町3丁目、前渡西町字矢熊、鷺沼西町4丁目、鷺沼

各務原町2丁目及び3丁目、新鷺沼台4丁目、鷺沼台7丁目、緑苑北1

丁目、つじが丘1丁目、鷺沼大伊木町4丁目、各務おがせ町4丁目、

蘇原沢上町1丁目及び2丁目、蘇原村雨町2丁目、各務西町4丁目並び

に各務山の前町1丁目 地内

使用の部分 なし

岐阜県告示第百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により養老都市計画

下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条

第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年三月十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 施行者の名称

養老町

二 都市計画事業の種類及び名称

養老都市計画下水道事業 養老町公共下水道

三 事業施行期間

平成五年十二月二十一日から

令和十五年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により八百津都市計

画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二

条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年三月十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 施行者の名称

八百津町

二 都市計画事業の種類及び名称

八百津都市計画下水道事業 八百津町公共下水道

三 事業施行期間

平成三年十二月十三日から

令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第五号）第六十三条第一項の規定により御嵩都市計画
下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条
第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年三月十三日

岐阜県知事 江崎 慎 英

一 施行者の名称

御嵩町

二 都市計画事業の種類及び名称

御嵩都市計画下水道事業 御嵩町公共下水道

三 事業施行期間

平成二十二年十二月十八日から
令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第
百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和八年三月十三日

岐阜県知事 江崎 慎 英

- 1 購入物品の名称及び数量 岐阜県庁舎で使用する電気（予定数量） 5,808,789kWh
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和八年1月7日

4 落札者を決定した日 令和八年2月18日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市金町六丁目21番地岐阜ステーションビル8階
岐阜電力株式会社
代表取締役 下田平 真樹

6 落札金額 123,621,545円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県総務部管財課管理調整係
- (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第
百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和八年三月十三日

岐阜県知事 江崎 慎 英

1 購入物品の名称及び数量 浄水処理薬品（水道用ホリ塩化アルミニウム）（予定数
量） 560,000kg

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和八年1月15日

4 落札者を決定した日 令和八年2月25日

5 落札者の住所及び氏名 大垣市寺内町四丁目158番地
美濃庄商事株式会社
代表取締役 渡邊 廉

6 落札金額（単価） 62.92円/kg

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県東部広域水道事務所総務課管理調整係
- (2) 所在地 瑞浪市釜戸町2190番地12

令和八年三月十三日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一丁目
発行所 岐阜県庁

岐阜県庁 岐阜市三輪北1-1-1
岐阜県庁 岐阜市文芸社